

給付年金コーナー

資格期間が10年以上となれば、年金を受け取れるようになりました

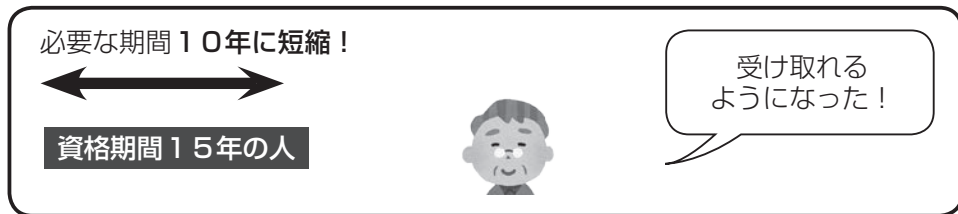
これまでは、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間（国民年金の保険料納付期間や厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む）と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でした。

平成29年8月1日からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。

これまで



平成29年
8月1日から



問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

ふるさと長瀬応援寄附

「ふるさと長瀬応援寄附」について、平成28年11月より楽天ふるさと納税サイトからの寄附を開始し、ホームページや広報紙等でPRしたところ、平成29年度は412名の方から総額1,902.9万円のご寄附をいただきました。

ご寄附をいただいた皆様に、厚くお礼申し上げます。ご寄附いただきました皆様のご意志を反映し、次に掲げる事業に活用させていただきます。

快適な環境と安心して暮らせるまちづくり事業	254.9万円
健康で生きがいのあるまちづくり事業	268.5万円
活力のある産業を育てるまちづくり事業	147万円
豊かな人をはぐくむまちづくり事業	217.4万円
町民と行政の協働によるまちづくり事業	33万円
町長におまかせ事業	982.1万円

問合せ 企画財政課企画財政担当 ☎66・3111 内線222

今月の 介護保険料

■特別徴収（平成30年度第2期）※今月支給される年金から天引きされます。

■6月からの特別徴収（年金天引き）開始

平成29年度の介護保険料を納付書や口座振替で納付していただいた方のうち、平成30年度の介護保険料を6月の年金から特別徴収へ切り替えて納付していただく方に、平成30年度介護保険料特別徴収（年金天引き）開始のお知らせを送付します。

問合せ 健康福祉課介護保険担当 ☎66・3111 内線133